

第7節 その他環境保全及び公害問題に対する取組

1 地盤沈下・土壌汚染

現状と課題

1 地盤沈下

諏訪湖周辺の湖岸堆積物の腐植土（スクモ）が分布している上川河口流域約20km²では、古くからスクモ層の圧密による地盤沈下現象が見られ、現在までに建築物の抜け上がり、水道、ガス管の破損等の被害が発生しています。

2 土壌汚染

土壌は、水・大気とともに環境の重要な構成要素となっていますが、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染（ストック汚染）となるなど水質・大気と異なる特徴を有しています。

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用することなどにより人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

これらの有害物質による土壌汚染は、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念され、対策の確立へ社会的要請が強まったため、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されました。

その後、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日に全面施行されています。

施策の展開

1 地盤沈下

県では昭和52年度から諏訪盆地に80カ所（平成8年度から81カ所）の水準点を設け水準測定を実施していますが、昭和52年度から平成18年度までの累積沈下量の最大地点は、諏訪警察署南（国道20号線）で、57.0cmとなっています。（平成19～25年度は測定が実施されていません。）

表2-4-58 諏訪湖周辺地盤沈下地域の水準点測定結果

（単位：cm）

区分	年度	14	15	16	17	18
年間最大沈下量（地点名）		3.1（四賀飯島）	0.8（豊田有賀）	3.0（湖南大熊）	1.7（湖南大熊）	1.3（中州）
累積最大沈下量（地点名）		53.0（諏訪警察署南）	53.6（同左）	54.8（同左）	56.2（同左）	57.0（同左）

- （注） 1 年間最大沈下量＝（前年度測定値－当該年度測定値）の最大値
2 累積最大沈下量は、昭和52年度からの年間沈下量の累積最大値
3 平成19～25年度は測定を実施していない。 （河川課調べ）

2 土壌汚染

法施行から17件の土壌汚染区域を指定し、うち6件については汚染土壌の除去等の工事が完了したため、H26.3.31現在、11件が区域指定されています。

また、農用地の汚染については、「農用地の土壌の汚染の防止等に関する法律」が定められていますが、平成25年度末現在、同法に基づく指定地域はありません。

県では、法改正の趣旨を踏まえた上で、土壌汚染対策法などの円滑かつ適正な運用を図るとともに、工場・事業場が自主的に調査した事例に対しても、引き続き法の運用に沿った対応を指導しています。

→「資料編：表2-4-59 土壌汚染対策法に基づく指定区域」 p.170

2 公害防止対策

現状と課題

公害に関する苦情は生活に密着した問題であり、迅速かつ適切な解決を図ることが重要であるため、市町村における公害苦情相談窓口などによって、公害問題の解決に努めています。近年では公害問題の内容が多様化・複雑化してきており、解決に向けて関連機関などとの連携を図っていくことも必要です。

施策の展開

1 公害紛争処理

公害被害について、損害賠償請求やその他民事上の紛争が生じた場合には、訴訟による司法的解決とは別に、公害紛争処理法に基づいて、行政機関が処理する制度が設けられています。この制度は、民事訴訟に比べて迅速な解決が期待でき、費用も少なく済む点が特徴です。

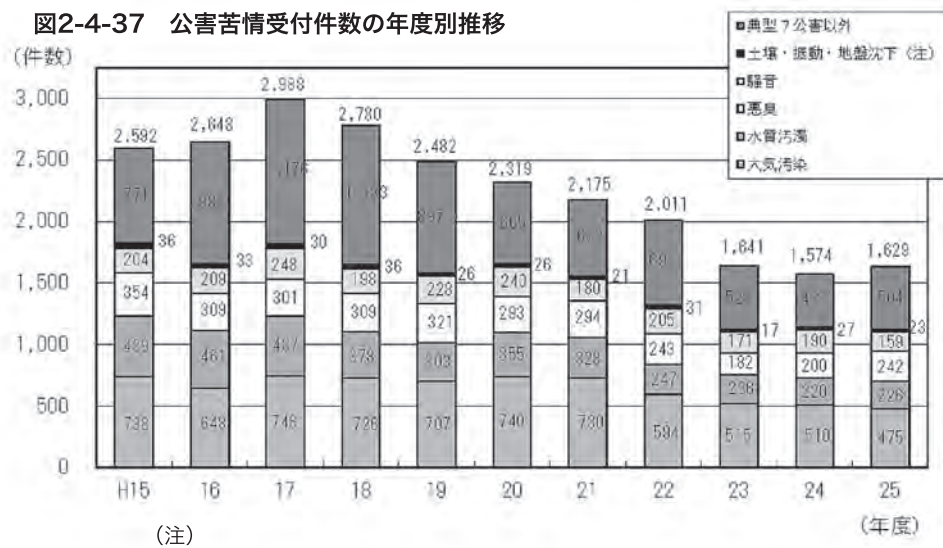
紛争処理制度にはあっせん*、調停*、仲裁*の手続きがあり、平成26年3月までに本県に係属した事件は36件で、あっせんが1件、調停が35件です。事件の終結区分は、あっせん又は調停成立が9件、打ち切りが17件、取下げが8件、公害等調整委員会へ引き継がれた事件が2件です。

また、本県では、昭和58年度から公害審査委員候補者方式を採用しています。

2 公害苦情処理

地方公共団体は関係行政機関と協力して公害苦情の適切な処理に努めています。原則として、市町村はその区域内の公害苦情について、県は広域的又は特殊な公害苦情について対応しています。

図2-4-37 公害苦情受付件数の年度別推移



(注)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
土壌汚染	21	24	19	22	16	13	12	21	8	23	22
振 動	15	8	11	13	8	13	8	9	9	4	1
地盤沈下	-	1	-	1	2	-	1	1	-	-	-

(公害苦情調査：環境政策課調べ)

3 公害発生の未然防止

「特定工場*における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場には、公害防止統括者、公害防止管理者などの選任が義務付けられており、公害防止組織を整備して、公害の未然防止を図っています。また、法に規定する特定工場以外の工場についても、公害の防止に関する条例により、公害防止管理責任者の選任を義務付けています。

* あっせん→p.187、調停→p.190、仲裁→p.190、特定工場→p.190